

平成26年11月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 12件	
1	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 小児慢性特定疾病審査会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 小児慢性特定疾病審査会委員の報酬を日額10,000円とする。 ○施行期日 公布の日から
2	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 採用された職員の赴任による旅費に係る規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
3	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号):平成26年5月30日公布、一部を除き平成27年1月1日施行	○改正理由 児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成27年1月1日から
4	秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号):平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正(平成25年法律第44号)に伴い、指定居宅介護支援事業者等の指定の申請者等に関する基準を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 指定居宅介護支援事業者および指定介

		護予防支援事業者の指定等の申請者の基準は、法人であることとする。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
5	秋田市民生委員の定数を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○設定理由 民生委員法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、民生委員の定数について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 民生委員の定数は、170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準として、本市の実情に応じて市長が定める数とする。 ○施行期日 公布の日から
6	秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定介護予防支援事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない等とする。 2 指定介護予防支援事業の人員および運営に関する基準等について規定する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
7	秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 地域包括支援センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することによ

		り、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと等とする。 2 包括的支援事業の実施に当たり、地域包括支援センターに置くべき職員に関する基準について規定する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
8	秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定居宅介護支援事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならないこと等とする。 2 指定居宅介護支援事業の人員および運営に関する基準等について規定する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
9	秋田市小児慢性特定疾病審査会条例を設定する件	○設定理由 小児慢性特定疾病医療費の支給に関し調査審議する小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 審査会は、委員4人以内をもって組織する。 2 委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから市長が委嘱する。 3 委員の任期は、2年とする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

		6 会長は、会務を総理する。 7 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 8 審査会は、会長が招集する。 9 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととする。 10 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 11 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。 12 その他必要な規定を定めることとする。 ○施行期日 公布の日から。条例の施行後最初に開催される審査会の招集は、市長が行うこととする旨を規定する。
10	秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 占用料の額を改定するため、改正しようとするもの ○改正要旨 占用料の額を改める。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
11	秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する件	○改正理由 太平山自然学習センターの宿泊使用に係る使用料等を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 宿泊使用に係る宿泊室の使用料の算定単位を人数のみに改める。 2 宿泊使用に係るテントの使用料の算定単位をテントサイトの使用に改める。 3 宿泊使用について、市民および市民以外の者の区分を廃止する。 4 日帰り使用に係る宿泊室の使用料の算定単位を時間に改める。

		5 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
12	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 水道事業等において、毎事業年度に生じた利益の処分の方法等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 利益を生じた場合は、前事業年度から繰り越した欠損金をうめ、なお残額があるときは、減債積立金等へ積み立てることとする。 2 減債積立金等は、あらかじめ議会の議決を経なければ、その目的以外の使途に使用することができないこととする。 3 減債積立金および建設改良積立金を使用した場合は、その使用した額に相当する金額を資本金に組み入れることとする。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年1月1日から
「 単 行 案 」 6 件		
13	負担付きの寄附を受納する件	○土崎空襲の歴史の伝承を目的に、J X日鉱日石エネルギー株式会社から建物の寄附を受納しようとするもの ・寄附物件 秋田市土崎港相染町字浜ナシ山9番地2 秋田油槽所内試験室 617.91㎡ ・寄附者 東京都千代田区大手町二丁目6番3号 J X日鉱日石エネルギー株式会社 ・寄附の条件 市は、寄附者と締結する契約の各条項又は契約に基づく定めに違反したことにより、寄附者又は第三者に損害を与えた場合は、これを賠償すること ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

14	秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定する件	○秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 株式会社東北ダイケン秋田支店 ・指定の期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
15	市道路線を認定する件	○土地区画整理事業に伴い設置された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 8路線 延長 752.70m ・認定後の市道路線延長 約2,011.3km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
16	秋田市防災行政無線移動系通信システム整備工事請負契約を締結する件	○秋田市防災行政無線移動系通信システム整備工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市山王一丁目1番1号ほか ・契約金額 291,492,000円 ・契約先 日本無線株式会社秋田営業所 ・工期 平成28年3月18日まで ・工事概要 基地局 3局 簡易中継局 3局 移動局 120局 サイレン新設 1基 サイレン11基の制御 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
17	雄和地域統合小学校新築等工事請負契約を締結する件	○雄和地域統合小学校新築等工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市雄和石田字蟹沢40番地 ・契約金額 638,280,000円 ・契約先 伊藤・珍田・小南建設工事共同企業体 ・工期 平成28年1月29日 ・工事概要 校舎棟建築工事 鉄筋コンクリート造3階建て 建築面積 982.06㎡

		延べ面積 2,154.00㎡ 資格面積 2,154.00㎡ 体育館棟建築工事 鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 661.91㎡ 延べ面積 546.00㎡ 資格面積：屋体棟 546.00㎡ 既存改修建築工事 改修面積 398.00㎡ ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
18	平成26年度秋田市一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について承認を求める件	○衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の施行に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成26年11月21日 ・補正額 87,833千円 ・補正後の一般会計予算額 125,457,957千円 ・専決処分した理由 衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の施行に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会の招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
「 予 算 案 」 14件		
19	平成26年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	○資料別紙
20	平成26年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
21	平成26年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	
22	平成26年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件	

23	平成26年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
24	平成26年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	
25	平成26年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	
26	平成26年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	
27	平成26年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件	
28	平成26年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
29	平成26年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件	
30	平成26年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	
31	平成26年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	
32	平成26年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	
「 追加提案 」		
「 人 事 案 」 9 件		
33	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	○公平委員会委員山本尚子氏の任期満了（平成26年12月25日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項

34	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員阿部千鶴子氏の任期満了（平成26年12月24日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項
35	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員三浦清氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
36	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員天野博子氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
37	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員高山万紀子氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
38	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員稲場みち子氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
39	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員松田久子氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
40	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員手賀務氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年

41	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 ○人権擁護委員矢吹達夫氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
----	--------------------------	---